

制定 平成 29 年 12 月 25 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

「近畿地域 IoT 実装推進連絡会」開催要綱

1. 目的

近畿における地域 IoT の実装を分野横断的に様々なステークホルダーが一丸となって地域の特徴を踏まえつつ取組を進めていくため、地方公共団体、民間企業、関係団体、大学等の連携体制を確立し、これまでの IoT 実装の実証等の成果の横展開を強力、かつ、迅速に推進し、その進捗状況及び明らかになった課題の把握、解決に向けた取組を行うことを目的として、本会を構成し、運営する。

2. 名称

本会は、「近畿地域 IoT 実装推進連絡会」と称する。

3. 主な活動

本会は、上記の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 幅広い先進事例をテーマとした勉強会を開催する。
- (2) 会員を対象として地域 IoT 実装推進ロードマップの 11 分野に関する課題の深掘り勉強会を開催する。
- (3) 会員を対象とした官民マッチングを図りプロジェクト形成に繋げ、課題の解決に取り組む。
- (4) 定期的な意見交換会を開催する。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

4. 構成

- (1) 本会は、近畿情報通信協議会幹事及び会員であって、本会の目的に賛同し、上記の活動を遂行するため、入会を希望した者により構成する。
- (2) 本会に、座長を置き、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (4) 本会に、オブザーバーを置くことができる。

5. 運営

- (1) 座長は、本会を招集し、主宰する。
- (2) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在の時は座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、必要があるときは構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

6. 期間

本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とし、平成 33 年 3 月 31 日まで活動する。

7. 庶務

本会の庶務は、近畿情報通信協議会 事務局が行う。

8. その他

本会に係る経費及び本要綱に定めのない事項で、本会における必要な事項は、近畿情報通信協議会 幹事会において別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 12 月 25 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年 6 月 6 日から適用する。